

# 属性型地域型 JP ドメイン名 指定事業者について

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター

## 目次

- 1.各規則等の主要改訂内容
- 2.指定事業者契約について
- 3.申請・維持料について
- 4.改訂となるドキュメント・お問い合わせ先



# 1.各規則等の主要改訂内容

## 新ドキュメントの実施日・実施内容

- 第11回総会（2000年12月22日開催）の決議に基づく変更
  - 会費制度変更
  - 属性型地域型 JP ドメイン名(以後、既存JPドメイン名)についての年間維持料制度の導入
- 実施日
  - 2001年1月1日公開、4月1日実施

<http://www.nic.ad.jp/jp/topics/archive/2001/20010101-01.html>

## 各種ドキュメントの改訂内容

### ○ 登録規則改訂に伴う変更

1-1. 維持料制度の導入(接続承認制度の廃止)

1-2. 事前予告期間の短縮

### ○ 取次規則改訂に伴う変更

1-3. 指定事業者の範囲拡大

1-4. 指定事業者と登録者等の関係の明確化

1-5. 登録料・維持料および費用の収納について

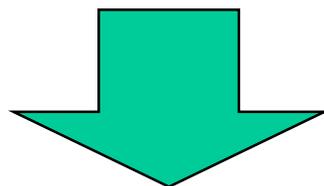
## 1-1. 維持料制度の導入(接続承認制度の廃止)

- 維持料制を導入し、ドメイン名の維持・管理費用を徴収します。
- 維持料制度の導入に伴い、接続承認制度を廃止します。  
→ネームサーバの設定条件が緩和される

## 1-2. 事前予告期間の短縮

○これまでは  
規則等の改訂には3ヶ月間の予告期間が必要

迅速なサービス提供のためには3ヶ月の予  
告期間が長すぎる場合も



○改訂後  
事前予告期間を2ヶ月に短縮

○これまでは

- ・ 当センターの会員に限定

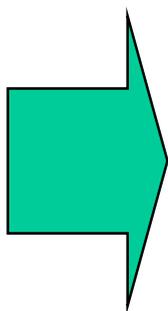
○改訂後

- ・ JPNIC会員でなくても指定事業者となることが可能

– 指定事業者契約時にはJPNICにて審査が行われます

– 契約料として25万円(消費税・地方消費税別)の支払が必要

※2001年3月31日時点でJPNIC会員である場合は契約料は無料



## 1-4. 指定事業者と登録者等の関係

(取次ぎに関する規則第10条)

- 既存JPドメイン名の指定事業者は、登録者等との間で、登録申請、更新・届出やその取り扱いにかかる登録料・維持料などの額などの条件を定めることができることが明確に記載されました。

## 1-5. 登録料・維持料および費用の 収納について(1/2)

- 維持料制度の導入に伴い、維持料の  
収納業務を追加
- JPNICへの登録料の支払に遅延が  
生じた場合は支払期日を短縮するこ  
とができることが規定された  
→登録料の毎月請求など

## 1-5. 登録料・維持料および費用の 収納について(2/2)

- 各種申請費用が外税(消費税・地方消費税別)表記になりました
- ご入金には消費税額を含めた金額をお振込ください。

申請の種類	指定事業者	指定事業者以外
登録申請	¥ 4,762	¥ 19,048
仮登録申請	¥ 4,762	¥ 19,048
ドメイン名を変更する申請	¥ 4,762	¥ 19,048
移転申請	¥ 4,762	¥ 19,048
廃止届	無料	無料
記載事項変更届	無料	無料
登録更新(維持費用)	¥ 3,500	¥ 7,000

## 2. 指定事業者契約について

2-1. 新契約の締結について

2-2. 契約締結の方法

2-3. 契約終了の方法

## 2-1. 新契約の締結について

- 契約内容が大幅に変更されたため、現在取次契約を結んでいる方も、あらためてご契約下さるようお願い致します。
  - 維持料制度の導入
  - 指定事業者と登録者の関係の明確化

## 2-2. 契約締結の方法(1/3)

- 手続き手順

- <http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/delegation/flow-mem.html>

各会員送付済みの契約書(2部)に記入・捺印をおこない、1部に印紙を貼り3/31までにJPNICへ



JPNICから「受取通知」をメール送付する



JPNICから契約書(1部)が届く

- 契約料

- 3/31の時点でJPNIC会員である場合は指定事業者契約の契約料は無料となります。

## 2-2. 契約締結の方法(2/3)

- 契約書送付先  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町1-2風雲堂ビル1F  
社団法人日本ネットワークインフォメーションセン  
ター  
事務局 総務部 契約・入会担当宛
- 郵送する書類
  - 契約書(2通)

# 2-2. 契約締結の方法(3/3)

## ● 契約書記入例

→ <http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/delegation/keiyaku-mihon.pdf>

**契約書のうち一通は¥4,000の収入印紙をはり、代表取締役印を捺印します。**

**収入印紙**

高性型（譲渡型）・地域型 JP ドメイン登録申請書の取次に添付する業務委託料書

株式会社 村井 純

御社名をご記入ください。

住所・御社名・代表取締役名をご記入の上、代表取締役印をご捺印ください。

第1条（契約の目的）

第2条（契約の期間）

第3条（契約の更新）

第4条（登録料・維持料および更新料の取扱い）

第5条（譲渡型の場合）

第6条（譲渡型の場合）

第7条（譲渡型の場合）

第8条（譲渡型の場合）

第9条（譲渡型の場合）

第10条（譲渡型の場合）

第11条（譲渡型の場合）

第12条（譲渡型の場合）

第13条（譲渡型の場合）

第14条（譲渡型の場合）

第15条（譲渡型の場合）

第16条（譲渡型の場合）

第17条（譲渡型の場合）

第18条（譲渡型の場合）

第19条（譲渡型の場合）

第20条（譲渡型の場合）

第21条（譲渡型の場合）

第22条（譲渡型の場合）

第23条（譲渡型の場合）

第24条（譲渡型の場合）

第25条（譲渡型の場合）

第26条（譲渡型の場合）

第27条（譲渡型の場合）

第28条（譲渡型の場合）

第29条（譲渡型の場合）

第30条（譲渡型の場合）

第31条（譲渡型の場合）

第32条（譲渡型の場合）

第33条（譲渡型の場合）

第34条（譲渡型の場合）

第35条（譲渡型の場合）

第36条（譲渡型の場合）

第37条（譲渡型の場合）

第38条（譲渡型の場合）

第39条（譲渡型の場合）

第40条（譲渡型の場合）

第41条（譲渡型の場合）

第42条（譲渡型の場合）

第43条（譲渡型の場合）

第44条（譲渡型の場合）

第45条（譲渡型の場合）

第46条（譲渡型の場合）

第47条（譲渡型の場合）

第48条（譲渡型の場合）

第49条（譲渡型の場合）

第50条（譲渡型の場合）

第51条（譲渡型の場合）

第52条（譲渡型の場合）

第53条（譲渡型の場合）

第54条（譲渡型の場合）

第55条（譲渡型の場合）

第56条（譲渡型の場合）

第57条（譲渡型の場合）

第58条（譲渡型の場合）

第59条（譲渡型の場合）

第60条（譲渡型の場合）

第61条（譲渡型の場合）

第62条（譲渡型の場合）

第63条（譲渡型の場合）

第64条（譲渡型の場合）

第65条（譲渡型の場合）

第66条（譲渡型の場合）

第67条（譲渡型の場合）

第68条（譲渡型の場合）

第69条（譲渡型の場合）

第70条（譲渡型の場合）

第71条（譲渡型の場合）

第72条（譲渡型の場合）

第73条（譲渡型の場合）

第74条（譲渡型の場合）

第75条（譲渡型の場合）

第76条（譲渡型の場合）

第77条（譲渡型の場合）

第78条（譲渡型の場合）

第79条（譲渡型の場合）

第80条（譲渡型の場合）

第81条（譲渡型の場合）

第82条（譲渡型の場合）

第83条（譲渡型の場合）

第84条（譲渡型の場合）

第85条（譲渡型の場合）

第86条（譲渡型の場合）

第87条（譲渡型の場合）

第88条（譲渡型の場合）

第89条（譲渡型の場合）

第90条（譲渡型の場合）

第91条（譲渡型の場合）

第92条（譲渡型の場合）

第93条（譲渡型の場合）

第94条（譲渡型の場合）

第95条（譲渡型の場合）

第96条（譲渡型の場合）

第97条（譲渡型の場合）

第98条（譲渡型の場合）

第99条（譲渡型の場合）

第100条（譲渡型の場合）

## 2-3. 契約終了の方法

- 手続き書式

下記書式を電子メールで送付してください。

ドメイン名業務委任終了申請

-----  
JPドメイン名申請に関する業務委任を終了致します。

申請年月日：

会員名：

会員略称：

運用組織名：

申込担当者氏名：

-----

- 送付先

<request@domain.nic.ad.jp>



## 3. 申請・維持料について

3-1. 2001年度分維持料の収納について

3-2. 2001年度分維持料収納スケジュール

### 3-1. 2001年度分維持料の収納について

- 2001年4月1日から2002年3月31日までの維持料は、会員(指定事業者)の2001年2月28日現在の接続承認組織数(参加組織数)に基づいて算出
- JPNIC会員(指定事業者)を通じてお支払いいただきます
- 維持料はドメイン名1件につき¥3,500(消費税別)
- 2002年度以降の維持料の徴収方法はメール等で追ってアナウンス致します
  - ※2002年度分の維持料は2002年4月以降に請求を行います。

## 3-2. 2001年度分維持料収納スケジュール

- 2001/2/28 参加組織数算出
- 2001/3 参加組織数確認メール送付  
維持料支払方法選択
- 2001/4 請求書送付(一括、分割1回目)
- 2001/6/30 維持料納付期限
- 2001/10 請求書送付(分割2回目)
- 2001/12/31 維持料納付期限



## 4. 改訂となる文書・お問い合わせ先

# 改訂となる文書 (1)

- 属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則

<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/rule.0401.html>

- 属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則

<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/saisoku-1.0401.html>

## 改訂となる文書 (2)

- 属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則  
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/toritsugi-rule.0401.html>
- 属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約書  
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/toritsugi-keiyaku.0401.html>

# お問い合わせ先

- お問い合わせ  
query@domain.nic.ad.jp